

序章

1. はじめに

順天堂は、1838（天保9）年、学祖・佐藤泰然が江戸薬研堀（現在の東日本橋）に開塾した西洋医学塾に端を発し、今に繋がる日本最古の医育機関である。建学以来、学是「仁」、理念「不断前進」を掲げ、人在りて我在り、他を思いやり、慈しむ心を大切にしつつ、常に高い目標を掲げ努力を重ねてきた。現在では3大学院研究科・4学部・6医学部附属病院からなる「健康総合大学・大学院大学」として、教育・研究・医療を通じて社会貢献に努めている。2013（平成25）年には、創立175周年を迎えた。

創立175周年記念事業として、キャンパス・ホスピタル再編事業を推進しており、本郷・お茶の水地区では、センチュリータワーを取得し、「新大学本部+教育棟」として整備するとともに、既存の建物を取り壊して「新病院棟」及び「新研究棟」を建設し、新世代にふさわしい拠点としての構造と機能の強化・充実を図っている。また、第5番目の学部として、国際教養学部（仮称）を2015（平成27）年4月に開設すべく準備を進めており、更なる国際化を目指しつつ、グローバル市民の育成に取り組んでいく。本郷・お茶の水地区以外の各キャンパスや附属病院においてもキャンパスの再整備や増床に伴う病院の増築等を進めている。

2. 自己点検・評価における基本方針

本学は、自己点検・評価の実施目的を、以下のとおり、「順天堂大学学則」及び「順天堂大学大学院学則」にそれぞれ定めている。

<順天堂大学学則>

第1条 順天堂大学(以下「本学」という。)は教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、医学、スポーツ健康科学並びに看護学の理論と實際を教授・研究するとともに、全人教育をもって心身共に健全な公民を育成することを目的とし、科学及び技術の水準を高め文化の進展に寄与し、人類の福祉に貢献することをその使命とする。

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、自己点検・評価委員会を設置し、本学における教育研究活動等の状況について、自己点検及び評価を行うことに努めるものとする。

2 自己点検・評価委員会の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

<順天堂大学大学院学則>

第1条 順天堂大学大学院(以下「本大学院」という。)は、教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、医学、スポーツ健康科学及び医療看護学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的及び使命とする。

第1条の2 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、自己点検・評価委員会を設置し、本大学院における教育研究活動等の状況について、自己点検及び評価を行うことに努めるものとする。

2 自己点検・評価委員会の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

自己点検・評価体制については、「学校法人順天堂自己点検・評価に関する規程」を整備している。本学では、同規程に基づき、2年から3年おきに定期的に自己点検・評価を行ってきた。その客観性・妥当性を確保するために、7年おきに公益財団法人 大学基準協会の認証評価を受審することとしている。今回（第8次）の自己点検・評価は、評価対象年度を、2011～2013（平成23～25）年度として、次の3つの基本方針に基づき実施した。

序章

<基本方針>

- 1) 大学基準協会の10項目による大学基準に係る点検・評価項目に従い、その充足状況を記述するとともに、内部質保証システムが有効に機能していることについて根拠資料をもとに説明する。
- 2) 教育・研究等の「質の保証」と「質の向上」に向けた取り組みにおいて、本学の固有性が確保されていることを説明する。
- 3) グローバル化進展の中で、大学教育の国際的通用性をどのように確保しているかについて説明する。

同協会の大学基準に従い点検・評価を実施することから、点検・評価報告書は、学部・研究科を評価単位としてまとめている。医学部附属病院については、医師・看護職（看護師・保健師・助産師）養成における役割・機能の視点から点検・評価を行っている。なお、点検・評価に際し、同協会が例示した評価の視点に加え、本学の実情にあわせた独自の評価視点を設定している。

3. 前回の認証評価結果に対する本学の対応

本学は、2009年度に大学基準協会の認証評価を受審し、2010（平成22）年3月、同協会の大学基準に適合している旨の評価認定を受けている（2010（平成22）年4月から2017（平成29）年3月まで）。

その際、7項目の助言が付されたが、大学運営連絡協議会や当該学部・研究科における教授会・研究科委員会において検討し、改善を図った。2013（平成25）年4月、同協会から、同助言に対する改善報告書と完成年度に達していない大学院医療看護学研究科の完成報告書の提出を求められ、同年7月に両報告書を提出した。2014（平成26）年3月には、同協会より、それらに対する検討結果（通知）を受理し、今後の改善経過について再度報告を求める事項はないという結果であった。

前回（第7次：2008～2010（平成20～22）年度）の自己点検・評価は、認証評価と同時並行で、同協会の基準、評価・点検項目に準拠し、実施している。その流れを汲み、認証評価制度が、2011（平成23）年から第2期を迎えることを機に「内部質保証システム」の構築を目指した改革を実施したことから、この新たな枠組みを踏まえて、今回（第8次：2011～2013（平成23～25）年度）の自己点検・評価を実施し、その結果を本報告書としてとしてまとめるに至った。2016（平成28）年には、第2期にあたる同協会の認証評価を受審する予定である。

2014（平成26）年12月

自己点検・評価運営委員会委員長
順天堂大学学長 木南 英紀